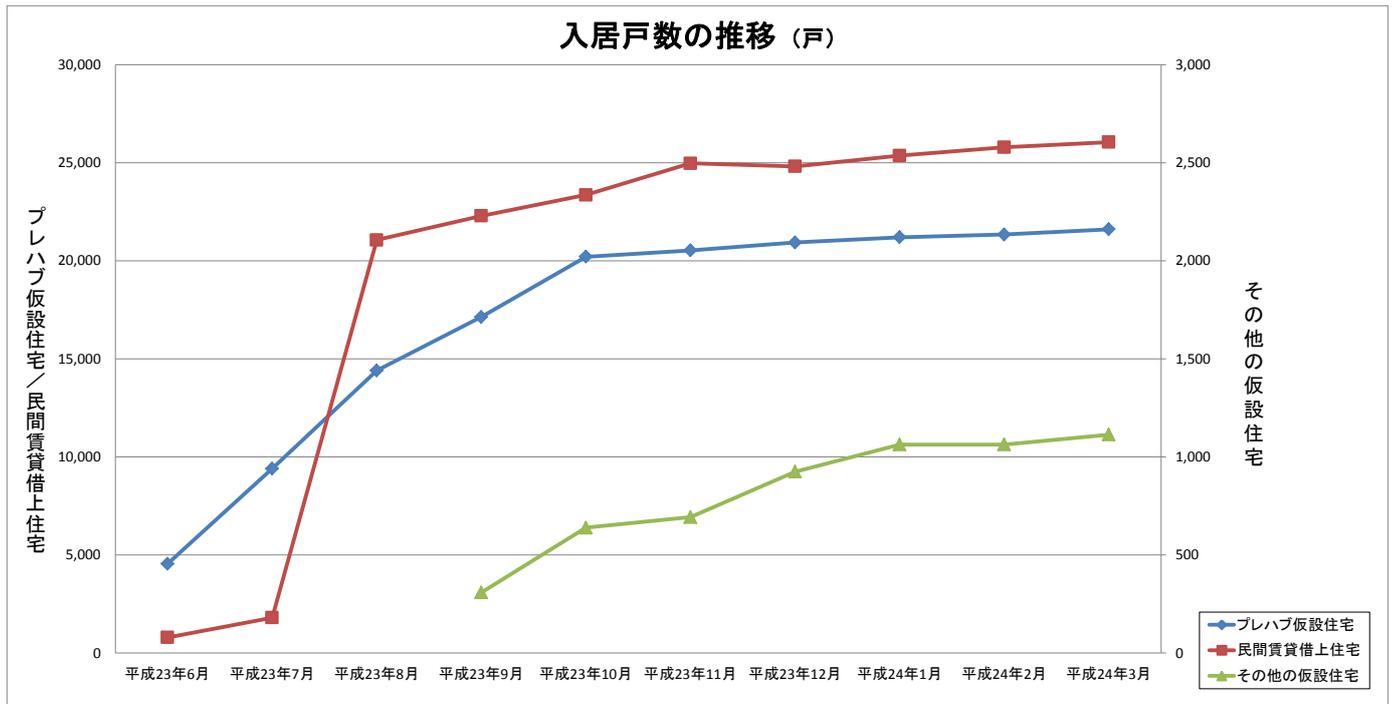


災害救助法に基づく応急仮設住宅の入居状況について(平成23年度)



月別の入居状況の推移

(県内全域)

	災害救助法に基づく応急仮設住宅								
	プレハブ仮設住宅 ※1			民間賃貸借上住宅		その他の仮設住宅 ※3		計	
	完成戸数(戸)	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居決定件数(件) ※2	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)	入居戸数(戸)	入居者数(人)
平成23年6月	9,427	4,551	-	800	-	-	-	5,351	-
平成23年7月	14,839	9,402	9,402	1,810	-	-	-	11,212	9,402
平成23年8月	17,230	14,557	38,228	21,060	3,705	-	-	35,617	41,933
平成23年9月	20,336	17,137	44,738	22,291	7,726	309	783	39,737	53,247
平成23年10月	21,853	19,788	50,466	23,360	63,693	639	1,542	43,787	115,701
平成23年11月	22,042	20,467	51,759	24,969	68,120	693	1,640	46,129	121,519
平成23年12月	22,042	20,933	52,736	24,815	67,977	925	2,139	46,673	122,852
平成24年1月	22,095	21,207	53,025	25,365	69,332	1,063	2,514	47,635	124,871
平成24年2月	22,095	21,339	53,180	25,788	70,412	1,063	2,514	48,190	126,106
平成24年3月	22,095	21,610	53,301	26,050	71,033	1,114	2,614	48,774	126,948

※1 プレハブ仮設住宅については、県内15市町に17次にわたって段階的に整備を進め、完成した団地から入居受入れを行いました。最終的に406団地、22,095戸の整備を12月26日に終わっています。

※2 応急仮設住宅(民間賃貸借上住宅)における「入居決定件数」とは、各市町村が取りまとめた入居申請の受付報告を受けて、県において入居を決定した件数となり、実際の契約締結件数よりも多くなっています。理由としては、発災後の混乱期に早期に安定した住宅確保を求めた被災者がプレハブ仮設住宅と重複申請をしていたことなどによるものですので、御注意願います。

※3 その他の仮設住宅には、公営住宅、公務員宿舎、UR賃貸住宅等を含みます。

応急仮設住宅とは・・・

- ・東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流失するなどして、居住する住家がない被災された世帯の方々の住居を確保するため、災害救助法に基づいて県が供与するものです。
- ・災害救助法では、建設した応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)を想定していましたが、東日本大震災の被害が甚大で広範囲に及び、多くの方が住戸を失うこととなったため、実施自治体である県が民間の賃貸物件を借上げて供与する「民間賃貸借上住宅」をプレハブ仮設住宅と同等の応急仮設住宅として、供与することとなりました。その他、公営住宅などの既存の住宅資源も同様の扱いとし、有効活用することとなりました。